

(改定案)

大阪市港区地域福祉計画

(平成 28 年度～令和~~3~~4 年度)

平成 28 年 7 月 (令和~~3~~4 年 4 月一部改定)

大阪市港区役所

目 次

第1章 港区地域福祉計画について

1. 改定の背景
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 地域福祉推進の支援体制

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 高齢化の進行と地域包括ケアシステムの構築
2. 少子化と子育て家庭の福祉的課題
3. 障がい者の自立支援
4. 虐待や社会的孤立の増大
5. 健康寿命の延伸
6. 地域福祉活動の担い手や場所の拡大
7. 地域防災力の強化
8. 新たな法律等の施行・改正

第3章 地域福祉を進めるための基本方針

1. 「地域福祉」とは
2. 基本的な考え方
 - ① 人権尊重の考え方
 - ② 住民主体の考え方
 - ③ 利用者本位の考え方
 - ④ 社会的援護を要する人々への支援の考え方
3. 地域福祉の具体化のための視点
 - ① 誰もが「受け手」「担い手」として主体的に地域福祉に関われるように
 - ② 「自分らしく生きる」ことを支える権利擁護を基盤として
 - ③ 地域における人々のつながりの強化を気にかける・つながる・支え合う地域づくり
 - ④ 地域の課題の解決はできるだけ市民の身近なところで
 - ⑤ 暮らしを支えるサービスや活動が総合的に進められるように
 - ⑥ ビジネス的手法の導入活用
 - ⑦ 担い手の役割と強みを活かした「協働」を

第4章 施策の展開

1. 地域の福祉力の向上

- ①多様な主体による地域福祉活動の活性化
- ②地域福祉の担い手の育成
- ③いきいきと健康で自分らしく暮らすための支援
- ④協働による多様なサービスの創出
- ⑤避難行動要支援者への支援

2. 地域福祉を支える基盤整備

- ①専門的相談機能の充実
- ②相談しやすい仕組みづくり
- ③さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実
- ④セーフティネットを支える人材の専門性の確保
- ⑤地域福祉推進のための財政基盤の強化

3. 権利擁護の推進

- ①虐待・DV防止施策の推進
- ②判断能力の不十分な人々への支援

第5章 地域福祉計画の推進にあたって

1. 地域支援システムについて

2. 計画の進捗管理と評価

第1章 港区地域福祉計画について

1. 改定の背景

だれもが地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活をともに楽しむ地域をつくりあげていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

大阪市では平成16年3月に第1期の「大阪市地域福祉計画※」（計画期間：平成16～20年度）が策定され、また、第1期計画に基づく取組みの成果と課題を踏まえた第2期計画が平成21年3月（計画期間：平成21～23年度）に策定されました。

その後、市民生活の安心に関わる施策は、区長の権限と責任で実施することとなり、大阪市域を単位とした一つの計画ではなく、区の特徴のある地域福祉の取組みを推進するため、平成24年11月に「大阪市地域福祉推進指針」が策定されました。

港区では、平成25年3月に「港区将来ビジョン」を策定し、「いちばん住みたいまち、住んで誇りに思えるまち」をめざして、5つの柱を中心に区政を推進していくこととしました。

「大阪市港区地域福祉計画」は、「港区将来ビジョン」の実現に向けて、「大阪市地域福祉推進指針」のもと、地域福祉を推進するための仕組みや方針を示すものとして、平成25年度から27年度までの3か年の計画として、平成25年3月に策定しました。

この計画を横糸に、平成26年3月までに各地域で策定した「地域福祉活動計画※」を縦糸とした強いネットワークで、地域福祉力※の向上を図るとともに、地域福祉の理念である「公私協働」を一層促進することで多様な福祉ニーズに的確に対応できるよう取り組んでいます。

一方で、近年の社会経済状況の変化に伴って、経済的困窮、社会的孤立、虐待の増加など福祉課題のさらなる増大、深刻化が進むとともに、これらの社会情勢に対応するため、法律や制度が改定されるなど、地域福祉をめぐる環境は大きく変化しています。

平成28年に「港区将来ビジョン」はその進捗や、法律や制度の改定状況等を踏まえ、平成31年度末までのまちづくりの方向性を示す「港区まちづくりビジョン」として改定され、令和3年4月に以降は平成28年以降の制度改定等を反映するとともに現計画の計画期間を延長し、令和4年4月に現計画の計画期間を令和34年度まで延長することとなりました。

このビジョンの改定内容を踏まえ、すべての区民、団体、事業者、行政機

関等が、一層協力して地域福祉を支える基盤づくりをしっかりと行い、子どもから高齢者まで、住民の誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるまちづくりを進めるために、現行の「大阪市港区地域福祉計画」（平成28年度から令和2-3年度まで）を改定し、その計画期間について令和3-4年度まで延長します。

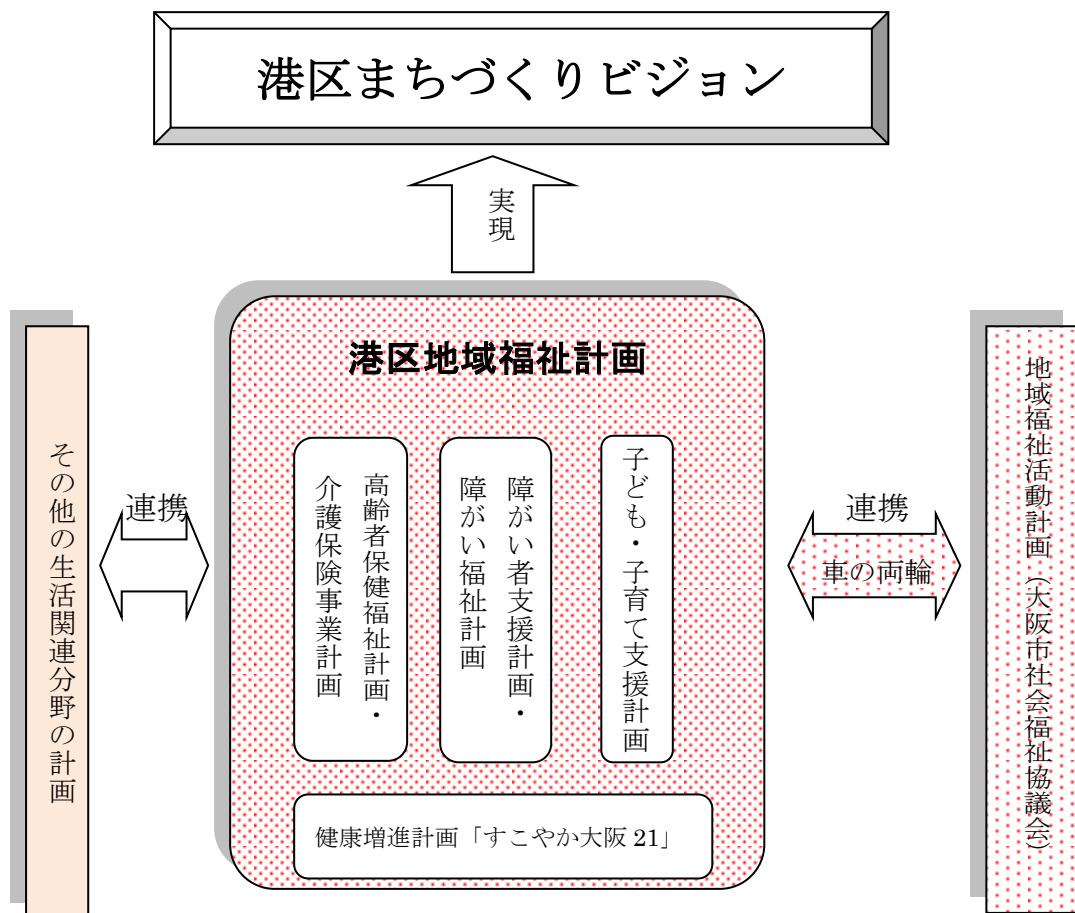
2. 計画の位置づけ

港区においては、「港区まちづくりビジョン」において、『「暮らして楽しい」「遊んで楽しい」「働いて楽しい」まち』をめざし、それを実現するために①区民主体のまちづくり②安全・安心・快適なまちづくり③健やかにいきいきと暮らせるまちづくり④「子どもの学び」と「子育て世代」を応援するまちづくり⑤訪れたい活気あふれるまちづくりの5つの柱を中心に区政を推進していくこととしています。

この地域福祉計画^{*}は、住民、福祉活動団体、福祉事業者、区役所などが、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり、住民のボランティア活動、関係諸団体の活動、公的サービスの連携のもとで、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」をつくるための「理念」と「仕組み」を、港区の実態を踏まえて区独自につくるための計画であり、「港区まちづくりビジョン」を実現するために不可欠なものです。

また、区民の日常生活に関わるさまざまな分野の取組みを、地域福祉の視点から総合的に進めるため、関連する各種計画（大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、大阪市子ども・子育て支援計画、大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21」等）を推進する共通の仕組みとして、市民参加や協働の促進、福祉サービスの利用支援などについて定めています。

さらに、地域福祉を推進する団体である大阪市社会福祉協議会が、市民・民間団体等の参画と協働を進めるために策定した「地域福祉活動計画」と理念・方向性を共有し、車の両輪となって地域福祉を推進するものです。



3. 計画期間

計画の期間については、「港区まちづくりビジョン」との整合性を図るために現行の平成28年度から令和~~2~~-3年度までの計画を令和~~3~~-4年度まで延長することとします。

4. 地域福祉推進の支援体制

この計画は、地域福祉の担い手としてのすべての住民、福祉活動団体、福祉事業者、医療機関、行政機関等が、それぞれの取組を協力して進めていくうえで、方向性を共有するための計画です。

港区役所、大阪市港区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）は、相互に役割を分担し、連携・協働して地域福祉を推進することを目的として協

定を締結しています。この港区役所と区社協が中心となり、区民や地域活動協議会*などの各種地域団体、地域包括支援センター*、障がい者基幹相談支援センター*、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係団体に対して、それぞれの役割を果たしながら互いに協力、協働することを促進し、子どもから高齢者まで、住民のだれもが住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせる地域社会を実現していくことが重要です。

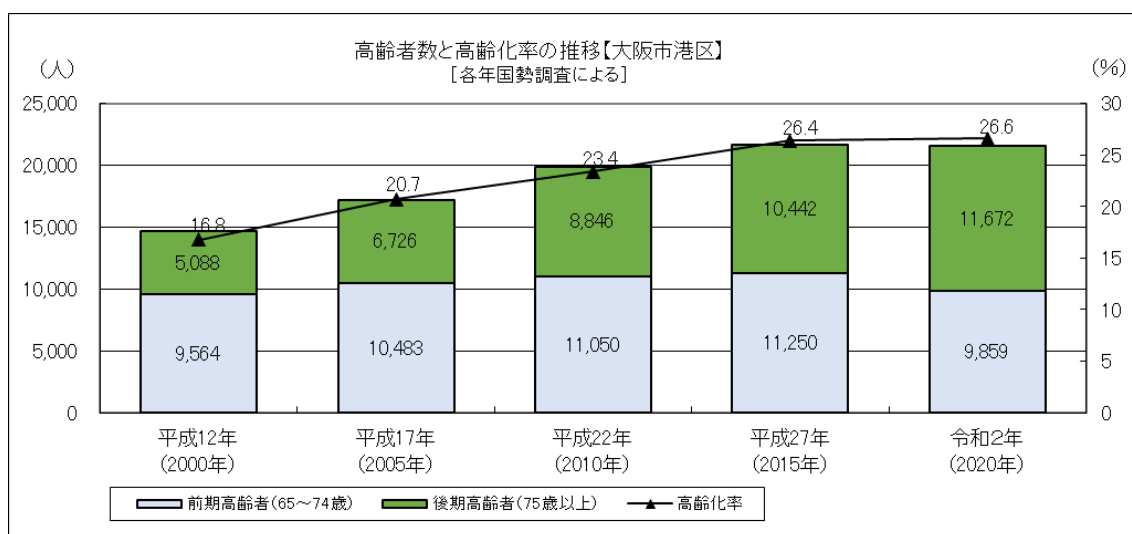
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 高齢化の進行と地域包括ケアシステムの構築

令和2年の前期高齢者数は10,1569,859人、後期高齢者数は12,27011,672人、高齢化率は27.926.6%となっています。平成12年と比較すると、前期高齢者は約1.11.03倍に増加しているのに対して後期高齢者は約2.42.29倍に増加しており、後期高齢者数の増加が顕著になっています。

なお、大阪市全体では、高齢化率は25.724.6%となっています。また、平成12年と比較すると、前期高齢者は約1.21.16倍に増加しているのに対して後期高齢者は約2.22.12倍に増加しており、高齢化率及び後期高齢者の伸び率は港区のほうが高くなっています。

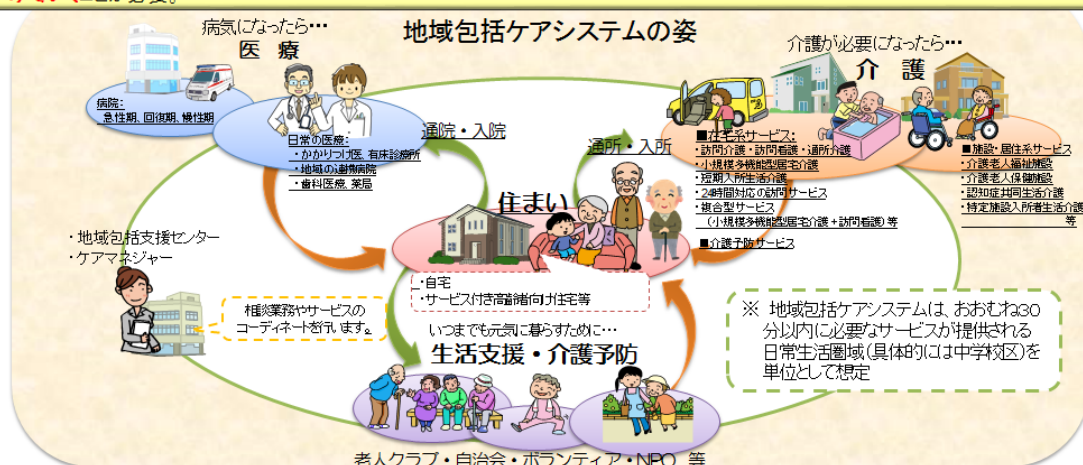
地域におけるさまざまな生活課題を抱えた高齢者の相談への対応、支援の必要な人の見守り体制づくり、緊急時の一時的な援助、関係機関と連携して福祉の制度につなぐ地域福祉の支援体制づくりが極めて重要です。



また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいに関する支援、サービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっています。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



2. 少子化と子育て家庭の福祉的課題

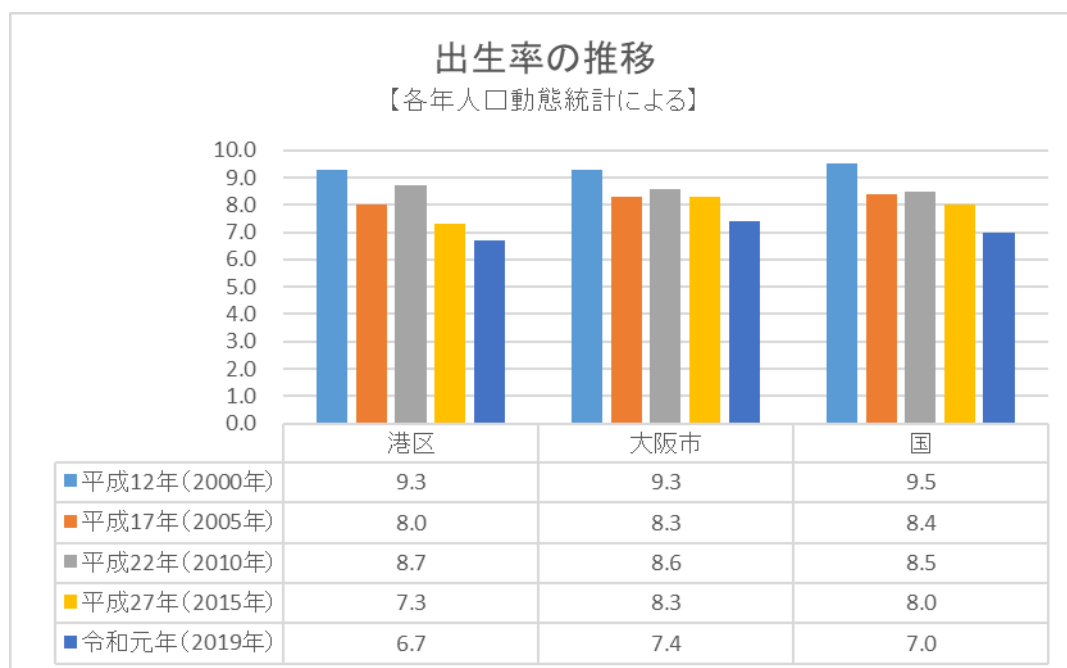
平成30-令和元年の出生率（人口千人当たりの出生数）は、6.7‰となっています。平成22年の出生率8.7‰と比較すると大幅に低下しています。また、大阪市や全国の出生率と比較しても、長期的な少子化の傾向が顕著になっています。

また、少子化の進行とともに、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など社会環境が変化する中で、身近に相談できる相手がなく社会的に孤立し、育児不安やストレスを抱える子育て家庭が増加しています。

港区では、平成25年度から「子育て家庭が魅力を感じるまちづくり」として、子育て家庭の身近な相談窓口として各種の相談に応じるとともに、子育て支援関係機関の連携を強化し、子育て支援情報を積極的に発信し、八幡

屋公園等で子育て家庭が集えるイベントを実施してきました。また、児童虐待対策の充実や、保育所の新設や保護者のニーズを聞きとった上で保育施設入所の丁寧な利用調整を行う等による待機児童対策の充実に取り組んできました。

今後とも、妊娠・出産・育児期を通じた切れ目のない支援と相談窓口の充実を図るとともに、低年齢児の保育所入所枠の確保等により子育てしやすい環境の整備を進めます。また、港区の魅力を積極的に情報発信することにより子育て世代の居住を促進します。



我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しい事情などを踏まえて「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、この法律に基づいて「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成 26 年 8 月に策定されました。

本市では「大阪市こども・子育て支援計画」において、子どもの貧困を本市の主な課題として新たに位置付けるとともに、平成 28 年 2 月には「大阪市こどもの貧困対策推進本部」を立ち上げ、市長を本部長として子どもの貧困対策に係る施策を総合的かつ円滑に推進することとしました。

平成 28 年度に実施した「大阪市子どもの生活に関する実態調査」の結果からは、世帯の経済状況や生活状況が、子どもの生活や学習理解度にも影響を与えていること、ひとり親世帯や若年で親となった世帯の経済的な厳しさなどが確認されました。世帯の経済状況や生活状況は子どもには責任はないことから、世帯の状況にかかわらず、すべての子どもが、生きる力を備え、

心豊かに未来を切り開いていけるよう支援する必要があります。

相対的困窮度の高い世帯は、子育て・教育・福祉・健康・就労などの複合的な課題を抱えていることが明らかになったため、学校生活や家庭訪問等を通じて学校が発見した子どもと子育て世帯における諸課題を、区役所（保健福祉センター）の福祉制度や地域による支援などにつなぐ新しい仕組みとして、港区では平成 30 年度より「大阪市こどもサポートネット」を展開しています。

また、ひとり親家庭を対象とした児童扶養手当の受給資格者数は、令和 2 3 年 3 月末現在で 801739 人となっており、平成 25 年 3 月末現在 1,118 人と比較すると減少傾向にあります。平成 27 年における子どもがいる現役世帯全体の相対的貧困率が 12.9%であるのに対し、ひとり親家庭の相対的貧困率は 50.8%と非常に高い水準にあり、依然として経済的に厳しい状況に置かれていることが分かります。また、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うひとり親の精神的・経済的な負担は大きいといえます。

特に母子家庭の母の場合、結婚・出産等で就業が中断し、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったことなどから、自らの条件に合った就職や再就職が難しいことも多く、就業している場合でも時間的・精神的・経済的余裕が少ないため、社会的に孤立するケースが見受けられます。

国においては、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭支援施策を強化するため、平成 26 年 10 月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正施行されました。

平成 27 年 12 月には、子どもの貧困対策会議で「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト」が決定され、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築するため、自治体の窓口のワンストップ化の推進、子どもの居場所づくりや学習支援の充実、親の資格取得の支援の充実及び児童扶養手当の機能の充実に取り組むこととしています。

本市では、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27～31 年度、令和 2～6 年度）」を策定し、きめ細やかな就業支援サービスと子育て・生活支援サービスを中心とした総合的・計画的なひとり親家庭等自立支援施策を切れ目なく推進しています。

港区では、平成 25 年度からひとり親家庭が子育てと就業を両立し自立した生活を営むことができるよう、ひとり親家庭サポーター※による就業や自

立支援に関する相談、離婚前相談支援のほか、養育費確保のサポート等を行っています。

今後とも、ハローワーク等の関係機関と連携したきめ細やかな就業相談や子育て・生活支援などにより、ひとり親家庭の総合的な支援を行うことが重要です。

3. 障がい者の自立支援

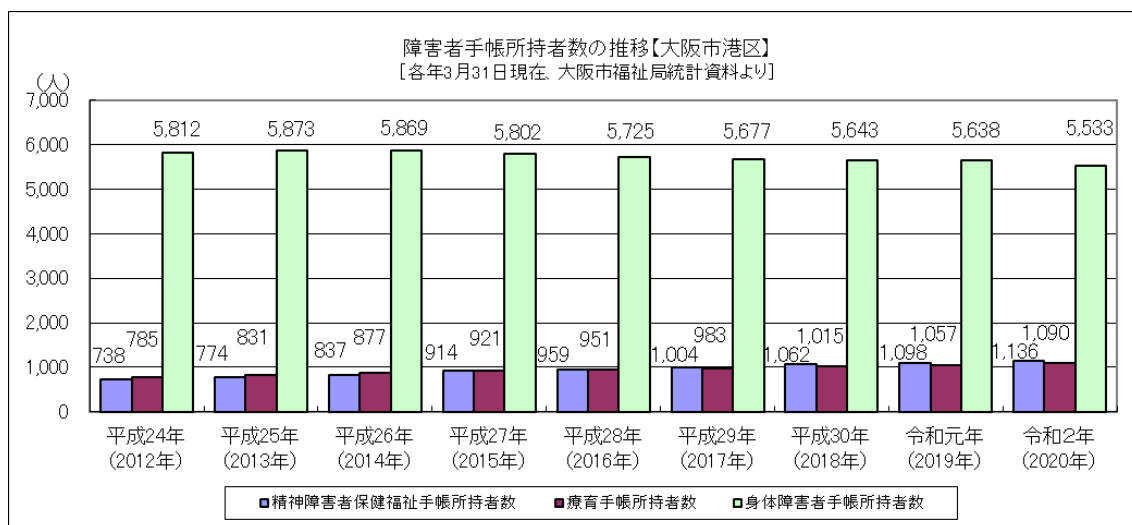
令和元年度の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者手帳が 5,6385,533 人、療育手帳が 1,0571,090 人、精神障がい者保健福祉手帳が 1,0981,136 人となっています。

ここ数年の推移をみると身体障がい者手帳の所持者数は平成 25 年度以降は減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は毎年増加しています。

障がい者の自立と社会参加を一層推し進めるためには、施設中心の支援から、地域生活の中での自然な交流を通じた、障がいのある人ない人の相互理解を促進するとともに、障がいのある人の多様なニーズに対応するため、生活関連施設も含めたバリアフリー化を進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

また、発達障がいのある子やその保護者が抱える問題は、その子どもの個性や発達の状況等によって多様であることから、その子や家族に応じたきめ細かな支援が必要です。安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一つとして、できるだけ早期の段階から、就学前、学齢期を通じた適切な発達を支援するとともに、障がいのある子どもを抱え悩んでいる保護者が気軽に相談できる支援体制を構築する必要があります。

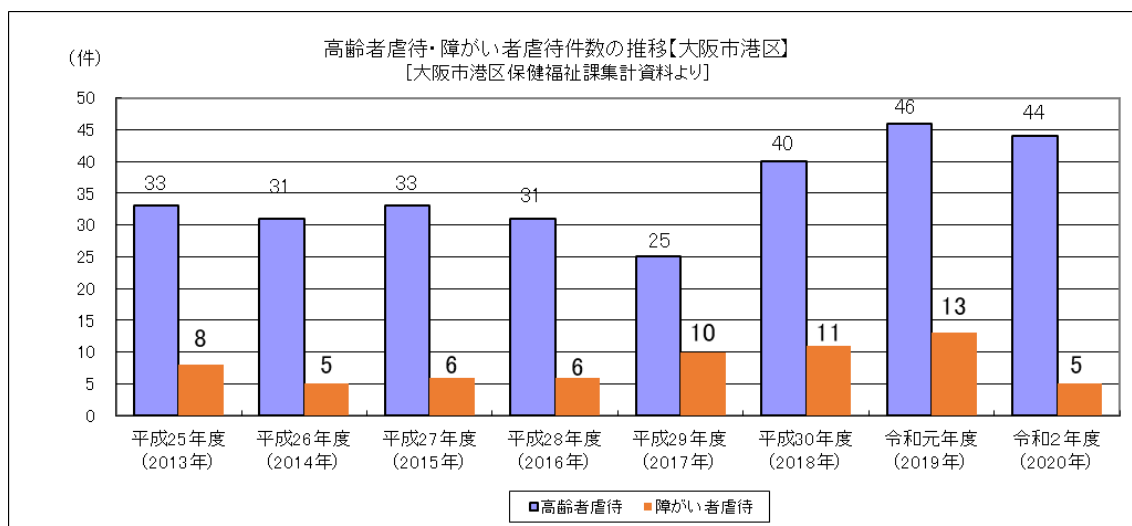
平成 24 年 4 月より障がい児・者が地域で安心して自立した生活を送っていくために、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくため、相談支援にかかる法改正が行われました。そのなかで障がい福祉サービスの支給決定のプロセスの見直しとして、平成 27 年 4 月よりすべてのサービス申請時にサービス等利用計画案の添付が義務付けられ、相談支援体制の強化が求められています。港区においては、計画相談支援及び障がい児相談支援を利用している人の割合が低いため、よりニーズに合ったサービスの利用に結びつくよう相談支援について広く周知し、相談支援サービスの利用を勧めていく必要があります。

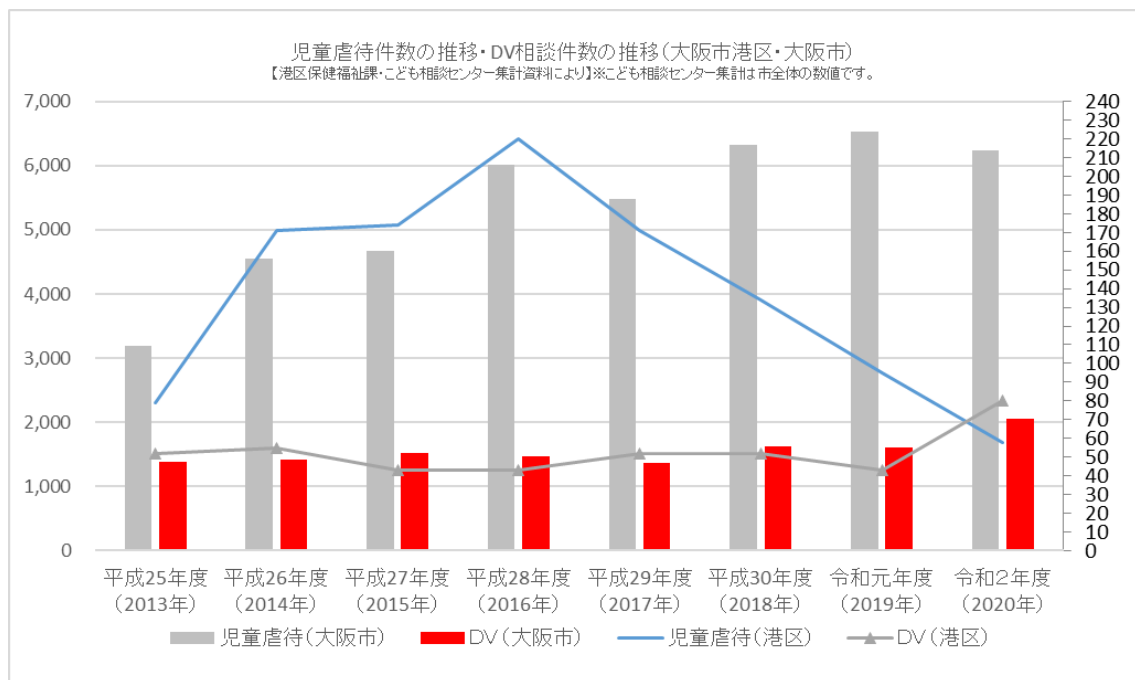


4. 虐待や社会的孤立の増大

高齢者虐待相談、障がい者虐待、DV相談についての平成31(令和元)令和2年度の状況をみると、それぞれ4644件、135件、4380件となっています。

また、児童虐待相談については平成30令和2年度13458件となっており、大阪市こども相談センターで受けた市全体の相談件数については、平成21年度にホットラインが開設されて以降、年々増加し、平成31(令和元)令和2年度は6,5236,239件となっています。





DV被害者については、迅速かつ安全な保護及び各種法制度の利用援助などの自立支援が、児童虐待に関しては、未然防止と早期発見及び保護された後の児童とその家族全体へのケアが重要であり、引き続き重点的に取り組まなければならない課題です。

また、自分で飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する能力がないために、安全や健康が脅かされる「セルフネグレクト※」の状態の方や、外に出て活動することがなくなり家庭内に「閉じこもり」となっている高齢者をはじめ、地域とのつながりが薄く介護や育児の負担を一人で抱え込んでいる介護者や養育者、就業等による社会的自立ができず「ひきこもり」がちの若者、経済的困窮から住居を喪失し「ネットカフェ難民」等のホームレス状態となっている人など、複合的な課題を抱え、支援を必要とする生活状態にありながらも、社会的に孤立し、適切な支援につながっていない人々が多数存在しています。

特に高齢者に関しては、港区はひとり暮らしの高齢者の割合が他区、他の大都市地域などと比べて高く、認知症の高齢者なども急速に増加していることから、孤立化の恐れのある状態にある高齢者が多数存在していると推測されます。支援を必要とする生活状態にありながらも、適切な支援を受けられない状態が長期化することは、問題をより大きく深刻なものとし、場合によっては孤立死や虐待死などの痛ましい結果につながることもあります。

支援を必要としながらも、支援につながりにくい状態にある人々に対しては、その人たちからSOSの声があがるのを受け身で待っているだけでは問

題の解決が困難であり、住民による見守りや必要に応じて専門職がその人たちのもとへ積極的に向かい、つながりをつくる取り組みが必要です。

そのためには、保健福祉センターが、区社協の見守り相談室や地域包括支援センター※、大阪市こども相談センター等の専門相談支援機関や民生委員等と連携して、的確な対応を図ることが重要です。

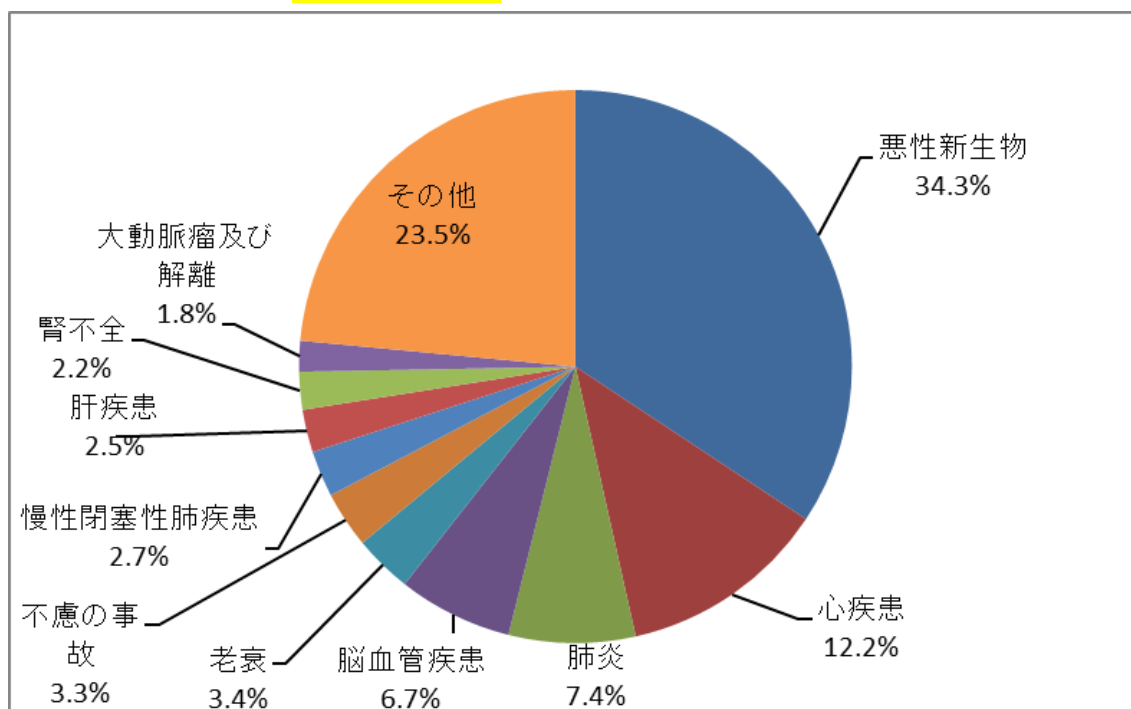
また、つながりができた場合には、その人が地域の中に自分の役割や居場所を見つけることができるように支援し、再び孤立状態に戻ることを防止する取り組みも重要です。

5. 健康寿命の延伸

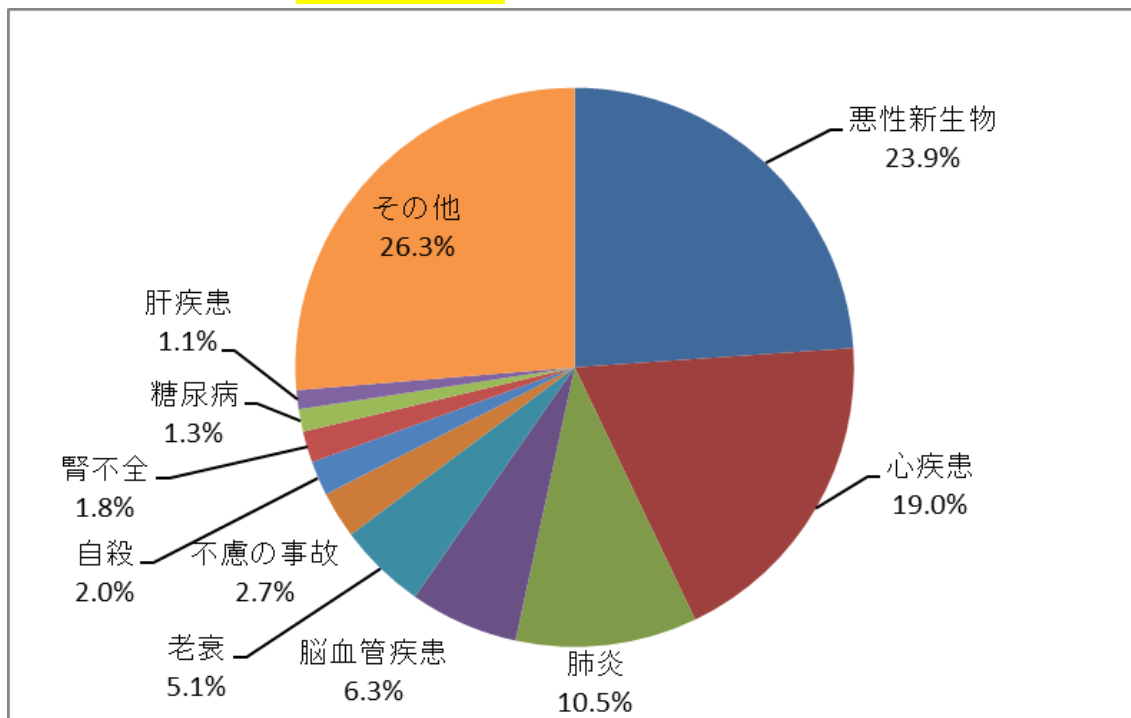
平成 2930 年における港区の男性の健康寿命は 77.0677.12 歳で 24 区中 20 番目、また女性の寿命は 82.2482.31 歳で 24 区中 20 番目と他区と比較して短い現状にあります。

平成 30-令和元 年における死因は男性、女性とも第 1 位が「悪性新生物」で、第 2 位が「心疾患」、第 3 位が「肺炎」となっています。

性別死因割合（平成 30-令和元 年 男）【資料：厚生労働省「人口動態統計」】



性別死因割合（平成30-令和元年 女）



平成30-令和2年度のがん検診受診率は、市平均と比べて「胃がん」「大腸がん」は上回っていますが、「大腸がん」「肺がん」「乳がん」「子宮頸がん」は下回っています。

また、平成30-令和2年度の港区の特定健康診査受診者は21.1%と市全体の受診率23.1%よりも下回り、全区の中で2011番目の受診率となっています。

今後は、がん検診、特定健康診査の受診率を上げるとともに生活習慣病の予防に向けた取組みが重要です。

6. 地域福祉活動の担い手や場所の拡大

港区では、民生委員*や児童委員による見守りや相談をはじめ、地域ネットワーク委員会活動など、多くの方々が地域福祉活動に日々熱心に取り組んでいます。一方で地域活動の担い手の高齢化や一部の担い手に役割が集中していたことなどから、平成24年度に区内の全地域において地域活動協議会が形成され、現在では様々な活動主体が協働し、地域特性に応じた取組みが行われています。

また、区内の子育て支援やイベント、介護施設、障がい者施設など様々な

場所で登録されたボランティアが活躍することが、広く地域に解放された風通しの良い環境づくりにも貢献しています。地域課題に即した活動ができるボランティアの存在の重要性はますます注目され、その活動内容は多様化し広がりを見せています。

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加し、家族や地域における関わりが希薄化する中で、多様な生活課題を解決するためには、地域福祉活動に担い手として参加する人を増やし、その人たちがさまざまな場面でそれぞれの長所を発揮し、補い合うことのできる取組みを進める必要があります。

支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう、新たな地域活動の担い手を育成するとともに、保健・医療・福祉の関係者やボランティア、NPO※、企業など、地域に関わる多様な活動主体が協働し、地域社会全体で支えていく必要があります。

7. 地域防災力の強化

東日本大震災では地震と津波によって多くの方が被災されました。大阪市に大きな被害をもたらす恐れがある南海トラフで発生する地震も、30年以内に70%～80%と高い確率での発生が予測されています。湾岸地域であり埋め立て地が多い港区では、東日本大震災以降、各地域で地区防災計画の策定や避難所開設訓練などの地域主体の取組みが行われてきました。今後、さらに防災対策の強化や防災意識の向上に力を入れるとともに、福祉的な支援が必要な人達が、万一のときにも安全に避難できるよう、地域で支援しあえる仕組みをつくる必要があります。

8. 新たな法律等の施行・改正

○地域包括ケアシステムの構築

平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が制定され、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することにより、地域の支え合いを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざして介護保険法が改正されました。

平成29年4月までに予防給付（訪問介護・通所介護）について、市町村が地域の実情に応じた取組を行う、地域支援事業として実施することになり、これまでの介護事業者だけでなく、地域団体やNPO等多様な担い手による

サービス提供が求められています。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供することが重要となっています。在宅医療・介護の連携を推進するため、市町村が中心となって医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携しながら、連携体制の構築を進めます。

また、平成 27 年 4 月の介護保険法の改正において、地域資源のネットワーク化や開発などを担う、生活支援コーディネーターを配置することが示されました。本市では平成 27 年 8 月に港区、鶴見区、住之江区の 3 区に、平成 29 年 10 月には全 24 区の区社協に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービスの充実を図っています。

○こども・子育て支援施策

国においては、子ども・子育て関連三法が制定され、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が本格施行されました。

本市では、平成 26 年に一部改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画と、「子ども・子育て支援法」に基づく計画を一体として作成した「大阪市こども・子育て支援計画（平成 27～31 年度）」に基づき、子育て世帯や若者を対象に実施したニーズ調査結果もふまえて、こども・子育て支援施策を推進してきました。

引き続き、第 2 期「大阪市こども・子育て支援計画（令和 2～6 年度）」に基づき、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進していきます。

○生活困窮者支援施策

これまでの福祉制度は「高齢者」「障がい者」「児童」といった特定の対象者や分野ごとに展開されてきました。各種の制度・福祉サービスは、当事者の特性や個別のニーズに応じた枠組みとなっており、それぞれ実績をあげています。

しかし、近年の生活困窮に関する課題は経済的な問題だけではなく、社会的な孤立や医療問題など複合的な問題を抱える場合や、本人のみならずその家族にも課題があり、それらが絡み合っている場合もあります。このような状況を踏まえ、個別の制度の狭間に置かれている方に対しての支援策が求められていました。

このため、平成 25 年 12 月、生活困窮者自立支援法が可決・成立し、港区

では、平成 27 年 4 月から「くらしのサポートコーナー」を設置して事業を開始しています。

これにより生活に困窮している方に対して、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことができ、課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図っています。

○成年後見制度の利用の促進

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に活用されていなかったため、平成 28 年 5 月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行されました。

促進法において、国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

本市では、平成 30 年 4 月からの 3 年間で権利擁護の地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の利用をすすめています。

第3章 地域福祉を進めるための基本方針

1. 「地域福祉」とは

港区は、大阪大空襲や台風による壊滅的な被害から復興するため、世界でも類を見ない大規模な盛土方式の土地区画整理事業を45年間もの年月をかけて実施し、区民と行政が協力してまちづくりを行ってきました。

このような歴史をもつ港区は、現在も住民どうしの絆や助け合いの気持ちが強く地域活動が活発で、ひとり暮らしの高齢者やこどもを見守る活動などにも地域全体で熱心に取り組んでいます。

「地域福祉」とは、このような公私協働によるコミュニティの力を活かして、共に生き共に支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉です。

2. 基本的な考え方

①人権尊重の考え方

すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という人が生まれながらに持っている基本的な権利をもっています。しかし、現実には、そのあたりまえの権利を奪われてしまっている人たちがいます。

同和問題をはじめ、障がいのある人や在日外国人などに関わるさまざまな問題等、現在においても解決したとはいえない状況にあります。また、野宿生活者（ホームレス）やHIV感染者、ハンセン病患者、LGBT等に対する偏見や排除等、さまざまな課題が存在しています。さらに、本来安全で安心な日常生活を送り、人間形成の場となるべき家庭や学校において発生している虐待やいじめ等もまた重要な人権侵害です。

平成28年4月に、障がいを理由とする差別の解消を推進する「障害者差別解消法」が、同年6月に本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする差別の解消を推進する「ヘイトスピーチ解消法」が、同年12月に部落差別の解消を推進する「部落差別解消法」が施行されました。これら法律に基づき、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、男女共同参画の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重される仕組みをもった、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

②住民主体の考え方

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民としての主体性を持つとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくための仕組みづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していく必要があります。

住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる仕組みづくりをめざします。

③利用者本位の考え方

住民一人ひとりがよりよい生活を送るためには、サービスを提供する側の押しつけでない、利用者それぞれの生活のしかたや状況に合わせたサービスの提供が必要になります。利用者自らがサービスを選択し安心して利用できるようなサービス提供の仕組みと、利用者を支援するための相談、権利擁護※、情報提供の仕組みが、住民と行政と社会福祉事業者などとの協働により適切に機能することをめざします。

④社会的援護を要する人々への支援の考え方

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会的に孤立していたり、排除されている人々がいます。そのような人々には、適切なサービスを提供するとともに、地域とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。地域福祉は、社会的援護を必要としている人々の存在を認め、その人たちが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、住民と行政をはじめ地域に関わる人がその解決に向かって協働していくことをめざします。

3. 地域福祉の具体化のための視点

①誰もが「受け手」「担い手」として主体的に地域福祉に関われるように

地域福祉は、だれもが必要なときには「受け手」になると同時に、各々ができることで「担い手」にもなって実現していくことをめざしています。「受け手」としては、自分のニーズに早めに気づき、自分でできることは自分で努力し、難しいことは支援を受けるということが大切です。

一人ひとりの意思を尊重して支援しながら、主体的に関わる取組みにしていけます。

②「自分らしく生きる」ことを支える権利擁護を基盤として

福祉の支援のなかで地域福祉が重視されるようになってきたのは、一人ひとりが「自分らしく生きる」ためには、地域とのつながりをもって暮らし続けることが重要であり、それを実現するには、公的なサービスだけでなく、地域のさまざまな力をつないでいくことが不可欠だからです。介護や支援などが必要なときも自分らしく生きることを支援するという権利擁護[※]の視点を基盤として、すべての取組みを進めていきます。

③地域における人々のつながりの強化を気にかける・つながる・支え合う地域づくり

単身世帯の増加や、地縁関係の希薄化により、地域における人々のつながりが弱くなっています。とくにひとり暮らしの高齢者は著しく増加しており、地域内での見守りなどの取組みは、今後ますます大切なものとなっていきます。

また、災害時や緊急時にいかに的確に対応し、その人を守ることができるかが大きな課題のひとつになっています。各地で発生した災害の経験を踏まえて、そうしたときに的確な支援を行えるよう、日常からのつながりと支え合いの仕組みを築き、災害や緊急事態が発生した場合に、どのような支え合いが必要であるかを想定しておくことが重要です。

そのため、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずに生活を送ることができるよう「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めていきます。

④地域の課題の解決はできるだけ市民の身近なところで

「自らの地域のことは自らの地域が決める」という基本的な考え方のもと、生活のなかの課題は「より地域・住民に近いところ」で解決する方が、迅速に、きめ細かい対応もでき、効果的・効率的です。地域には専門的な対応ができるさまざまな資源があり、これらをうまくつなぐことができれば、地域でその多くを解決することが可能となります。そのためのネットワークが「福祉コミュニティ[※]」です。地域住民による自律的、持続的な地域運営の実現に向けて、地域団体や学校、事業所などさまざまな活動主体が幅広く参画し、地域特性に応じた課題の解決に協働して取り組むことを目的に「地域活動協議会[※]」が区内各地域で形成されています。地域福祉の視点で、さまざまな支援スキルを持った人々が集まり、地域の課題を共有し、地域にあった手法で主体的に問題解決ができるよう支援していきます。

⑤暮らしを支えるサービスや活動が総合的に進められるように

市民などによる福祉活動と連携しながら、制度に基づいて提供されているさまざまなサービスをつなぎ、さらに必要なものは新たに創出しながら、生活全体を見て総合的に支えていくことが地域福祉の一つの役割です。そのためには、各々の専門分野において支援を行っている事業者や行政機関、地域でさまざまな活動を行っている市民や団体などがお互いの取組みの内容を知り、できることを少しずつ広げることで総合的な支援ができる仕組みをつくっていけるよう意識して取り組んでいきます。

⑥ビジネス的手法の導入活用

現在、地域でさまざまな地域福祉活動がボランティアの手によって担われ支えられています。ボランティアとして活動に主体的に参加することで、お互いを支えあう気持ちを表すことはもちろん大切です。今後、さらにビジネス的な手法を導入し、事業の透明性と経営感覚を取り入れた活動を行うことによって、これまで地域活動に積極的に関わってこなかった方々など新たな担い手の拡大につなげることができるとともに、活動の自律性を高めて持続可能な活動とし、地域の実情に合った幅広い事業を展開できるように取り組みます。各地域において自律的、持続的に活動に取り組んでいけるようビジネス的手法を活用した事業を実施することにより、地域福祉課題の解決に向けた取組を支援します。

⑦担い手の役割と強みを活かした「協働」を

「協働」は、目的を共有し、各々ができることに取り組みながら協力することで、より効果的に目的を達成しようという考え方です。多様な協働（マルチパートナーシップ※）によって地域の力を強化し、新しい形の公共づくりを進めていくことが地域福祉を進める上での大きなポイントです。

まず、住民一人ひとりが、地域福祉は生活のさまざまな場面で関わりのあるものだということを理解し、まちづくりや生涯学習、地域防災の活動等にも福祉の視点を持って主体的に参画することが重要です。また、これまで地域の活動や福祉に関わりが少なかった人も、ご近所の高齢者への声かけなど負担にならない範囲で、できることから参加することが大切です。

また、地域活動協議会などの身近な地域で活動する団体や、住民の生活を支える商店街などは、日常の暮らしに「近いところ」で、身近さを活かし、日常的な見守りや声かけを通じたつながりづくり、お互いに支えあう関係づくりを進めて、万一の災害時などにも助けあえる地域づくりを進めることが重要です。

NPOやボランティアグループなどは、多様な課題の解決に向けて、各々の活動を推進するとともに、その活動分野における知識や経験など団体の持つ強みを活かして他の団体等と協働していくことで、より効果的な活動となるよう取り組む必要があります。

福祉サービスを提供する事業者は、福祉サービスに関わる事業者として地域福祉の土台を支え、専門性を活かして自主的な活動を展開するとともに連携を強化し、協働の取組を推進します。また社会貢献の視点から、地域福祉活動への支援に向けて積極的な役割を果たすことが期待されます。

地域福祉を推進する団体としての社会福祉協議会は、地域、区、市の各レベルで取り組まれている多様な地域福祉活動の主体性を活かし、さらに高めていく視点で支援を行うとともに、地域福祉の活動や事業に関わる多くの団体等により構成された組織としての強みを活かして、地域の活動に応じてコーディネートするなど、地域福祉の推進役を果たします。

行政機関である区役所・市役所は、地域福祉の土台となる福祉サービスの提供体制の確保や質の向上を図るとともに、虐待防止や権利擁護支援などセーフティネット^{*}の確保について責任を持って取り組みます。また、協働によるまちづくりのかなめとして、身近な生活エリアでの住民相互の自助・共助の取組、住民自身による自律的な地域運営の取組、市民活動団体や企業による市民活動など協働によって大きな公共を担う取組を促進し、支援します。

第4章 施策の展開

1. 地域の福祉力の向上

① 多様な主体による地域福祉活動の活性化

- ・高齢化が進む中で、日常の生活や災害時に高齢者など支援が必要な人を見守ったり互いに支え合っていくためには、地域におけるつながりと支えあう関係づくりが不可欠です。地域におけるつながりの重要性について、より多くの人々が理解し、地域で様々な人やグループ、団体が主体的に活動できるよう、地域福祉の取組みを推進していく必要があります。
- ・だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、より身近な地域福祉を実態に応じて推進するために、各地域で策定した「地域福祉活動計画」の実行にあたり必要な支援を行います。
- ・企業の強みを活かした地域貢献を促すとともに、これまで地域福祉活動に関わっていなかった主体にも働きかけて、地域の見守りの仕組みを充実します。
- ・地域福祉の向上と楽しみながら福祉を考えるきっかけづくり、また多様な団体・ボランティアグループなどと協働したさまざまなネットワークの構築を目的に、「みなとふれあい福祉のひろば※」等の取組みを支援し、地域に広く福祉についての理解を深めます。
- ・ふれあい喫茶やふれあい型食事サービス、子育てサロン、100歳体操など、ボランティアの活動を支援するため、老人憩の家など特定の場所に限らず、マンションの一室や自宅の開放など、さまざまな集い・交流の場を広げ、地域の人々のつながりを促進し、あたたかな地域づくりをめざします。
- ・支援の必要な高齢者等の買い物や身の回りのことなどを住民同士でサポートできるマッチングの仕組みをつくることにより、高齢者など要支援者の在宅生活の支援を促進します。
- ・サロン活動や介護予防活動などを通じ、高齢者が役割や生きがいを持って暮らしていけるような地域づくりを進めます。
- ・経済的、精神的に負担感の強いひとり親家庭の支援の充実に向けて、区役所とハローワークが連携するとともに、子育てに不安を抱える保護者等を支援するため、子育て支援関係機関や主任児童委員が協力して取り組みます。
- ・「地域活動協議会」が活動の幅を広げ、ビジネス的手法も活用して地域福祉活動を実施できるよう、**法人格の取得等、社会的信用を高めるための取組みを**「まちづくりセンター」等を活用して支援します。

②地域福祉の担い手の育成

- ・だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな福祉ニーズに応え、より身近な地域福祉を各地域の実態に応じて推進するためには、多様な地域福祉活動の担い手が必要です。
- ・これまで地域福祉活動の中心的な役割を果たしてきた人達だけでなく、若い世代など地域福祉活動への関わりが薄かった人達も含めて、あらゆる世代の住民が福祉活動に参加できるよう取り組みます。
- ・新たな担い手として期待される定年退職をされた方々などに対しては、これまで培ってきた知識や経験、技能等を活かした社会参加への支援や「地域デビュー」のきっかけづくりを行います。
- ・将来の地域の担い手となる小中学生に対しては、学校において、体験学習等を通じて思いやりや助け合いの心がはぐくまれるよう福祉教育を推進するとともに、大阪が誇りとする社会福祉の歴史や港区のまちの歩み、魅力を学ぶ機会を提供し、地域への愛着や支えあう心を育成します。
- ・福祉とは直接的に関連のない分野で地域の活動を支えている担い手たちに対しても、今後福祉活動への参画につながるよう、情報提供・情報共有等を行います。
- ・一方、これまで地域福祉活動を支えてきた担い手たちには、これまでの活動経験で培った知識やノウハウを若い世代に継承していただくとともに、地域福祉課題に対する知識を更に深め、若い世代の感性やアイデアも取り入れて新たな活動にチャレンジするなど、今後も積極的な活躍を期待します。
- ・「港区ボランティア・市民活動センター」では、区民・地域のニーズに合わせた講座等を開催するなど、地域課題の現状を踏まえた取り組みを行うとともに、ボランティア活動情報紙の発行により、登録ボランティアの取り組みや、学校・企業・施設での地域に根ざした活動の様子を広く区民に周知します。今後、住民が地域福祉課題の解決に向けて自律的持続的に取り組むための人材センターとしての役割が果たすことができるよう、地域福祉の担い手が集い、交流の輪を広げていく「場」としての機能を強化します。
- ・サロン活動や介護予防活動といったさまざまな地域福祉活動やボランティアの情報を集積・発信するとともに、地域福祉の担い手の発掘や育成を促進します。
- ・広く地域住民に対する地域福祉活動の理解を促進するため、子育て支援や障がい者・認知症高齢者等を取り巻く課題等についての講演会等を開催するとともに、地域福祉活動の担い手に対する研修会や交流会を開催します。

・複合的な課題や制度の狭間にある課題等を有する者及び世帯に対し、支援関係機関や地域住民等の連携により課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう、相談支援体制の充実を図るため「総合的な相談支援体制の充実事業」(つながる場)を実施します。

- ・保健福祉センターでは、高齢者虐待、障がい者虐待及び児童虐待事案などへの迅速で的確な対応・判断が求められるとともに、複合的な課題が重複する困難な事案が増加しており、それらへの的確な対応が求められています。そのようなケースに対応する「区民のセーフティネット」の要として、保健福祉センターが関係機関と連携して、その役割と責務を果たせるよう、対人援助技術や専門性の向上を図ります。

③いきいきと健康で自分らしく暮らすための支援

- ・「いきいきサロン」や「子育てサロン」、世代間交流を促す「ふれあい喫茶」など、高齢者や子どもたちを自然な交流の中で見守り支える地域社会づくりを進めていくため、人と人とのより多くの集いの「場」づくりを支援します。
- ・令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、今後ますます認知症高齢者や重度の要介護状態の方の増加が見込まれます。認知症の理解及び、認知症の方への適切な声かけ等の対応方法を学ぶことを目的とした、「認知症学ぼう会」や「認知症見守り声かけ訓練」などを開催して、認知症の方が地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。
また、運動習慣づくりや食生活の改善などにより、健康の保持・増進を促すことが重要です。運動・健康づくり講座の開催を区内全域に広げるなど、運動や食育を中心とした健康づくり全般の知識の普及、啓発を行い介護予防の機会を増やしていきます。
- ・区民の主体的な運動習慣づくりや健康づくりのきっかけとなるよう、11月を港区健康月間とし、区内の企業や団体、グループ、関係機関などと連携し、多彩なイベントや講座などを開催して幅広い区民の参加を促します。
- ・24区の中でも、平均寿命・健康寿命が短く、がん検診や特定健康診査の受診率が低い港区の現状を踏まえ、健康寿命の延伸に向けて取り組むとともに、疾病の早期発見につながるよう、がん検診や特定健康診査を受診しやすい環境整備など、受診率の向上をめざします。
- ・こころの健康は「生活の質」に大きく影響するものであるため、いきいきと自分らしく暮らすために、「健康フェスタ」や「みなとこころの講座」などを開催して、こころの健康づくりに取り組みます。

④協働による多様なサービスの創出

- ・介護事業者による既存のサービスに加えて、NPO、企業、ボランティアなど多様な担い手による柔軟な生活支援サービスが提供されるよう支援を行います。
- ・地域活動協議会等、地域で福祉活動を行う団体や福祉サービス事業者のほか、NPO、企業、商店街や、ボランティア等の活動主体間の交流や協働を促進するため、互いの活動への参加の呼びかけや情報交換を行う機会と活動成果を発表する場を提供し、必要な生活支援サービスが提供できるように支援します。
- ・地域の福祉課題の解決や地域社会の活性化を図るため、必要なサービス等をビジネス的手法で提供するための支援を行います。
- ・地域活動協議会やNPO等による地域福祉活動の先駆的な取り組みや企業の社会貢献活動の情報共有を行うことによって、地域の関心を高め、地域福祉活動を促進します。

⑤避難行動要支援者への支援

- ・災害時に避難行動要支援者を的確に支援できる体制づくりを、地域の中で日常の見守り活動を行う団体（町会、民生委員、ネットワーク委員等）と自主防災組織、福祉サービス事業者等とが連携して進めます。
- ・地域内で要支援者の避難支援の取り組みが進むよう、**見守りマッピング活動の推進を通じて**要支援者情報の収集・管理方法や要支援者への個別支援内容、支援者の選出方法などに関するルールを定めた「避難行動要支援者支援計画」の作成などの支援を行います。
- ・「避難行動要支援者支援計画」を作成するなど要支援者支援の基盤が整った地域の自主防災組織から要請があった場合には、要支援者情報（大阪市福祉局から要援護者の見守りネットワーク強化事業の委託を受けた港区社会福祉協議会が作成した名簿（本人が自主防災組織等への提供に同意したものに限る。))を提供します。
- ・高齢者・障がい者などの避難行動要支援者が、一般の避難所でも円滑に避難生活を送れるよう、平時から住民の理解の促進やつながりづくりを推進します。また、福祉避難所に対して避難所運営訓練等の実施を働きかけます。

■成果目標

	平成 28 年度 実績値	平成 30 年度 実績値	令和 元 2 年度 実績値	令和 3 4 年度
区民モニターアンケートにおいて「地域福祉活動が活発に行われている」と答えた区民の割合	36.0%	35.8%	32.8 68.3%	4070%以上

2. 地域福祉を支える基盤整備

①専門的相談機能の充実

- ・「見守り相談室※」に福祉専門職のワーカーを配置し、要援護者からの相談を待つのではなく、積極的なアウトリーチ※を行い、適切な支援を行うことで、孤立死等の発生を未然に防ぎます。
- ・障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、相談支援事業所の立ち上げの促進や相談員のスキルアップのための研修、相談支援サービスの啓発、周知等を行い、計画相談支援の実施を進めます。
- ・「くらしのサポートコーナー」では、各制度の狭間に置かれている生活困窮者に対して、自立相談支援を行っています。また、ハローワークや総合就職サポート事業者等による職業紹介や就労訓練事業などの就労自立支援や、弁護士による法律相談や支援員による家計改善支援を行っています。
- ・区専属のスクールソーシャルワーカー※の区内市立学校園への巡回・派遣とともに、スクールカウンセラーの区内小学校への配置の充実を図り、それらを相互に連携して行う教育相談事業を実施することにより、児童・生徒の福祉的課題等の解決を図ります。
- ・発達障がいのある子どもと保護者が、速やかに診断や医療につながる相談を受けることができ、早期の療育や適切な保育・教育等につながるまで専門的な支援のもとに安心して育児ができるよう、臨床心理士等専門職を長期的・安定的に確保し、早期の段階で継続的な相談支援を実施する体制を構築します。

②相談しやすい仕組みづくり

- ・虐待や孤立死などの問題が山積する中、各地域に地域見守りコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、生活の身近なと

- ころで相談に応じ、地域のネットワークを活かして見守り体制をつくるとともに、専門機関と連携して福祉制度につなげる役割を担います。
- ・地域と行政が一体となって、日頃からの見守り活動や、地域の社会資源のネットワークの強化を図るため、「見守り相談室」を設置して、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの実現をめざします。
 - ・子育て家庭または妊娠している方に対し、それぞれのニーズにあった教育、保育施設や地域の身近な子育て支援施設を円滑に利用いただけるよう、利用者支援専門員を配置して、情報提供を行い相談に応じます。
 - ・子育て家庭の不安の解消を図るため、産後1か月以内にすべての子育て家庭を訪問し、課題の早期発見に努めます。子育て支援室と保健師、主任児童委員が連携して、身近な地域での子どもの見守りやサロンに参加されない親子への支援など、迅速かつ柔軟な支援活動を行います。
 - ・発達障がいのある子どもの保護者など同じ立場で共通する課題や悩みを持つ人たちが、それぞれの経験を活かして相談に応じる、介護者を含めた当事者による相談（ピアカウンセリング）を実施し、悩みをその人自身の力で克服できるように援助するとともに、関係機関等との連携を図ることにより確実な支援を行います。
 - ・発達が気になる子どもとその保護者を対象に、親子で遊び等を通じて、保護者が子どもの発達の特性について正しく認識して適切な対応ができるよう、家庭児童相談員とともに考える少人数グループの教室（ひまわりルーム）を実施し、必要に応じて発達検査や児童発達支援の受給につなぐなど、早期に確実な援助と支援を行います。

③さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実

- ・高齢者や障がい者に対する支援については、保健、福祉、医療等の相談支援機関が参画する障がい者・高齢者虐待防止連絡会議、認知症連絡会、在宅医療・介護連携推進会議、障がい者地域自立支援協議会、みなまるネット[※]において、情報共有や意見交換、連携のための協議や検討、個別ケース検討会議等を行い、ネットワークの強化や職員のスキルアップを図ります。
- ・子育て家庭に対する支援については、区役所の子育て支援室が第一義的な子ども家庭相談の窓口であり、市民に身近な相談機関として子どもの福祉に関する支援を、主任児童委員、子ども子育てプラザや子育て支援センター[※]等と連携して行い、子育ての不安と負担軽減を図っています。また、児童虐待の防止に向けて要保護児童対策地域協議会で情報を共有し、個別ケースへの的確な対応を図ります。また、複合的な課題を抱える子どもや

家庭の実態やニーズを踏まえ、他の支援機関と連携して必要な支援や対策に取り組みます。

・年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題のあるヤングケアラー*について、社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができないため、福祉・介護・医療・教育等の関係機関が連携し、早期に発見して子どもらしい生活が送られるための支援につなげるための対策に取り組みます。

- ・生活困窮者に対する支援については、福祉分野の相談支援機関をはじめ、様々な支援機関や関係団体と連携して各困窮者の支援プランを策定します。また、支援プラン策定に関わっていない支援機関や関係団体とも事例報告会や意見交換会を開催し、連携を強化して支援の充実につなげます。
- ・在宅医療・介護連携を進めるため、在宅医療・介護連携推進会議を開催し、連携のための方策の検討、多職種を対象とした研修の実施、ネットワークづくり等に取り組むとともに、在宅医療・介護連携の相談窓口を設置し、医療・介護関係者の連携を促進します。
- ・区内福祉事業関係団体の社会福祉施設連絡会、デイ事業者連絡会、障害者施設連絡会の開催等を通し、地域福祉活動についての情報交換を行い、事業者間の日頃の連携強化・協働の取組みを推進します。

・区保健福祉センターが開催する「総合的な支援調整の場（つながる場）」を通じて、分野横断的な連携・支援により、複合的な課題を抱えた要援護者を適切な支援につなげるとともに、問題解決を図る仕組みを構築する総合的な相談支援体制の充実強化を図ります。

④セーフティネットを支える人材の専門性の確保

- ・分野別ケース検討会議等において、関係機関職員のスキルアップを図るため、困難事例等の検討及び研究を行います。
- ・心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなど専門性の高い後方支援機能を活用するとともに、権利擁護*や認知症支援、障がい者支援等に関する福祉事業者の取組みと連携することによって、保健福祉センターの専門性を高めます。

⑤地域福祉推進のための財政基盤の強化

- ・地域住民と共同募金・赤十字募金・善意募金に取り組むとともに、活動資金調達に向けた助成金情報等を提供して地域福祉推進のための財政基盤の強化を図ります。

■成果目標

	平成 27 年度 実績値	平成 30 年度 実績値	令和 元 2 年度 実績値	令和 3 4 年度
区民モニターアンケートにおいて「保健福祉や介護に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合	44.1%	38.3%	41.8 52.3%	60%以上
区民モニターアンケートにおいて「在宅での緩和ケア、看取りについて考えていきたいと思う」と答えた区民の割合	48.8%	29.1%	62.7 67.3%	55 70%以上

3. 権利擁護の推進

①虐待・DV防止施策の推進

- ・虐待等の権利侵害の発生予防や早期発見のため、区民が権利擁護の必要性や権利侵害に関する正しい知識・理解を身につけ、虐待を発見したときは通報するなどの協力が得られるよう、啓発や通報窓口の周知を行います。
- ・介護支援事業者や民生委員等に対して障がい者・高齢者虐待を早期に発見する視点や発見した際の対応策について研修を行い、知識を深めるとともに、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談窓口(ブランチ)※、保健福祉センターとの連携を促進します。
- ・児童虐待の防止・早期発見・アフターケアの各々の段階に応じた施策を総合的に展開するため、児童福祉関係各機関により構成された「要保護児童対策地域協議会※」の運営を行い、実務者会議によって実行性ある支援策を検討し、個別ケースに応じた援助、対策を行います。さらに、令和2年度からは市の重点施策として「重大な児童虐待ゼロ」の実現を優先課題とし、児童虐待未然防止、早期発見の強化事業として、保育施設等の関係機関との連携強化や妊娠期から出産後の母親のメンタルヘルス支援に取り組みます。
- ・障がい者や高齢者の虐待を早期に発見し、適切な支援や見守りについて情報交換を行うため、関係機関により構成された「障がい者・高齢者虐待防止連絡会議」の運営を行い、個別ケースに応じた対応の充実に努めます。
- ・DV被害者について、配偶者暴力相談支援センター等関係機関と連携し、迅速かつ安全な保護及び各種法制度の利用に関する援助などの自立支援を行います。

②判断能力の不十分な人への支援

- ・成年後見制度[※]やあんしんさぽーと事業[※]が円滑に利用されるように、制度の周知・啓発や相談体制の充実に努めます。
- ・医師会・歯科医師会・薬剤師会・保健福祉センター・地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）・認知症初期集中支援チーム[※]（オレンジチーム）が協力して認知症連絡会を開催し、認知症等高齢者の支援および知識の普及啓発に努めます。また、地域や区社協等とも連携し、一体的に取り組めます。
- ・認知症サポーター[※]養成講座を地域・企業・学校で開催し、認知症の理解と地域で支えるための活動を充実するとともに、判断能力が不十分な人の自立した生活を支える市民後見人[※]の養成など市民参加による取組みを推進します。
- ・認知症高齢者支援事業「ひまわりじゃらん」[※]を充実し、医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、行方不明の恐れがある認知症高齢者等に対する見守りネットワークを構築することによって、万が一認知症高齢者等が行方不明となった場合に、警察捜索の補完的なものとして、早期発見・保護につなげます。
- ・認知症の早期発見、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築するため、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム（オレンジチーム）を設置し、アセスメントや受診勧奨、家族サポート等の初期支援を包括的・集中的に行います。
- ・消費者被害を未然に防止するために、悪質商法が疑われる店舗を発見したら消費者センター等と協力して情報収集に努め、地域に情報提供、啓発を行います。

■成果目標

	平成 27 年度 実績値	平成 30 年度 実績値	令和 元 2 年度 実績値	令和 3 4 年度
区民モニターアンケートにおいて「虐待ではないかと疑われる状況を見かけたら通報する」と答えた区民の割合	71.1%	69.6%	77.6 89.8%	80 90%以上

第5章 地域福祉計画の推進にあたって

1. 地域支援システムについて

誰もが住み慣れた地域において、自分らしく健康で安心して暮らし続けられる地域社会（福祉コミュニティ※）を実現するためには、住民や地域団体、関係機関等と、行政とが連携し、福祉課題を把握し、施策や事業の進め方に反映するための、総合的な福祉システムを構築することが必要です。

港区では、区政運営やまちづくりにご意見や評価をいただく「区政会議」を条例に基づき設置し、区民の意見やニーズを施策や事業の立案段階からの確に把握し、施策等に反映させながら推進するとともに、その成果について評価をいただきながら区政運営を行っています。

平成25年には、区役所（保健福祉センター）と区内の保健福祉に関する関係機関が緊密に連携するための仕組みとして、各施策の福祉課題を地域支援調整チーム会議で集約し、区政会議福祉部会の議論を踏まえて区政に反映し、必要に応じて大阪市に対し提案を行う、区独自の新たな「地域支援システム※」を構築しました。

この地域支援システムによって、高齢や障がい、子育て、生活困窮等による個別のケースの検証から地域で解決すべき福祉課題を見つけ、地域住民と共有し地域の実情に応じて課題の解決に取り組むことを通じて、地域福祉の向上をめざします。

地域支援調整チーム※の運営にあたっては、既に港区で構築されているネットワークを活かして、地域の自主的な活動や自由な発想を福祉施策に反映しています。また、虐待等の事案に対しては、行政として責任を果たすことができるように、要保護児童対策地域協議会や障がい者・高齢者虐待防止連絡会を充実するとともに、地域の担い手と連携して効果的な対策を講じます。

【地域支援システムについて】

地域支援システムは、「地域レベル」「区レベル」「市レベル」の各層のネットワークにより、援護を必要としている住民を支援する仕組みです。高齢者をはじめ援護を必要としているすべての住民を対象に、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取り組みの実施及び開発、関係先への提言を行っています。

各層の考え方については、次のとおりです。

【地域レベル】

- ・ 概ね小学校区を単位とする地域において、「地域活動協議会」及び「地域社会福祉協議会」「地域ネットワーク委員会」が住民主体による地域福祉活動を行っています。
- ・ 身近なところでの相談、見守り活動、緊急時の一時的な援助等を行う「地域見守りコーディネーター」を各小学校下下配置し、地域における住民主体の福祉コミュニティづくりを推進します。
- ・ だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、より身近な地域福祉を、各地域の実態に応じて推進するため、各小学校下において住民主体により作成した「地域福祉活動計画」を推進するために必要な支援を行います。

【区レベル】

- ・ 区保健福祉センター、区社協及び専門機関等が連携し、地域レベルの取り組みを支援します。
- ・ 「区政会議」を設置し、区域内の基礎自治に関する施策や事業など区政運営について、地域事情や特性に応じて、計画段階から多様な区民との対話や協働により推進していくとともに、区政運営の評価をいただきながら区政を推進していきます。
- ・ また、保健福祉に関する関係機関と区役所とが緊密に連携するための仕組みとして、各施策の福祉課題を「地域支援調整チーム」で集約し、区政会議福祉部会の議論を踏まえて区政に反映し、必要に応じて大阪市に対し提案を行います。

【市レベル】

- ・ 地域及び区の相談支援機関に対する後方支援機能を整備し、効果的な支援を行います。また、全市レベルの会議である各施策の推進会議等で、各区における「区政会議」等からの提言について検討し、必要に応じて大阪市に要請していきます。

2. 計画の進捗管理と評価

この計画を推進するためには、行政、事業者、地域、住民が連携しながらそれぞれの役割をしっかりと果たすことが必要です。

したがって、計画に基づく施策や事業の進捗について、区政会議の福祉部会において点検と評価を行い、その成果と課題を明らかにしたうえで必要に応じて見直しを行っていきます。

【用語解説集】

アウトリーチ	生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、支援者の方から本人の元に出向いて支援することを意味します。
あんしんサポート事業	認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるように援助し、権利擁護に資することを目的としています。 具体的には、ご本人との契約に基づいて福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスといった生活支援を行っています。
NPO(エヌ・ピー・オー)	Non Profit Organization の略語で、法人格の有無や活動の種類とは関係なく、自発的に非営利の市民活動を行う民間の組織。日本語では「民間非営利組織」と訳されています。
くらしのサポートコーナー	「生活困窮者自立支援法」に基づき、港区では総合的な支援を行う窓口「くらしのサポートコーナー」を開設し、生活にお困りの方の相談に応じて自立に向けた支援プランを作成するなど、経済的、社会的な自立に向けた支援を行っています。
権利擁護	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいいます。一人ひとりが自らの生活を自らの選択により決定し、個人としての尊厳をもって日常生活を安心して送るためには、判断能力が不十分な状態であっても、地域において自らの意思に基づいて生活ができるような、権利擁護のシステムの確立が必要です。
子育て支援センター	子育ての知識やノウハウを蓄積している保育所の機能や施設を活用して、育児に関する相談や情報提供を行っています。また、遊び場の提供などを通じて、育児指導を行ったり、保護者の交流を促進しています。
市民後見人	成年後見制度において、親族以外で後見業務を担う第三者後見人として、地域福祉の視点から、身近な「市民」という立場で後見活動を行う市民のこと。大阪市成年後見支援センター事業として、養成及び活動支援を行っています。
障がい者基幹相談支援センター	障がいがある方やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行っています。また、障がい者虐待に関する通報や障がいを理由とした差別に関する相談に対応します。
スクールソーシャルワーカー	教育分野、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱えた幼児・児童・生徒に対して、置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくコーディネーター的な存在。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方々を保護、支援するために法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、本人の生活や財産を守る制度。

セーフティネット	すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多面的な生活支援の機能・仕組みのことをいいます。地域の住民、事業者や団体、行政が相互に協力し合いながらそれぞれの役割を果たし、最低基準保障はもちろん、よりよい生活の実現をめざす多層的・多面的な仕組みの形成が必要です。
セルフネグレクト	飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する能力がないため、安全や健康が脅かされる状態をいいます。
総合相談窓口 (ブランチ)	在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対して、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、医療、福祉サービス(介護保険を含む)が総合的に受けられるように各関係機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等との連絡調整等の便宜を供与し、常に最適な援助が利用できるよう支援する事を目的としています。 港区には、港南地域・市岡東地域・築港地域の3箇所に設置されています。
地域活動協議会	校区等地域を基本単位に、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、自律的な地域運営の仕組みです。
地域支援システム	市、区、地域を単位とする3層のネットワークにより、援護を必要としている住民を支援する大阪市独自の仕組みです。地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や地域組織など地域の関係者のネットワークにより、高齢者をはじめ支援を必要としているすべての住民を対象に、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取組みの実施及び開発、関係先への提言を行っています。
地域支援調整チーム	地域支援システムの第2層に位置づけられる、区内の保健福祉に関する関係機関により構成された区レベルのネットワークです。調整チームは、子育て支援、障がい者支援、高齢者支援の各専門部会により構成されており、区の保健福祉の実態把握や課題集約、保健福祉サービスに関する総合調整及び推進のための企画立案、関係機関相互の情報交換、区長への提言を行っています。
地域福祉活動計画	より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するため、各小学校下で策定された活動計画です。平成26年度から、住民主体のさまざまな取組みが推進されています。
地域福祉計画	市町村が、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を、一体的に定めるために策定する行政計画です。

地域福祉力	住民主体で地域の生活課題の解決を図っていかうとする力。住民が地域における生活課題に気づき、相互支援の力や問題解決力を高めていくこと。あるいは、そうしたことが可能になるような仕組みをつくり出していくような力です。
地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置されています。主な業務内容は、①高齢者とその家族のための身近な相談窓口、②地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、③介護予防のためのケアプラン作成です。
認知症サポーター	認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する応援者のこと。キャラバン・メイト（講師役）が地域で講座を実施し、認知症サポーターを養成しています。
認知症初期集中支援チーム（オレンジチーム）	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、医療・介護福祉の専門職で構成したチームが、本人や家族の自立した生活のサポートにつながるよう早期診断、早期対応を行っています。
認知症高齢者支援事業「ひまわりじゃらん」	登録者の家族から行方不明の連絡が入り次第、事前登録している協力者にメール配信し、捜索に協力していただく港区社会福祉協議会が行っている事業です。
ひとり親家庭サポーター	就業支援の専門的知識を持つ者で、ひとり親家庭及び寡婦の方に対して、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細やかな就業相談を行っています。
福祉コミュニティ	生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様な仕組みと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携している地域社会です。
マルチパートナーシップ	地域の課題や資源などを最もよく知っている地域団体のほか、市民、NPO、企業等のさまざまな活動主体と行政が、自らが地域社会における「公共」の分野を担う主体であるという当事者意識のもとに結ぶ協働関係をいいます。
みなとふれあい福祉のひろば	港区社会福祉協議会がさまざまな団体と協働で福祉のひろば実行委員会を結成し、毎年３月の第１土曜日に区民センターで開催する催し、舞台発表や障がい者作業所の手作り作品バザー、区内の施設利用者の作品展示などを実施。
みなまるネット	港区地域包括支援センター、港区南部地域包括支援センター、みなとオレンジチーム、見守り相談室、港区障がい者基幹相談支援センター、くらしのサポートコーナー、区役所の各相談支援機関が連携・参画する連絡会議。
見守り相談室	孤独死の防止や災害時の避難支援、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見など、地域の支え合いを強化することで安心して暮らせるまちづくりを進めるため、各区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置しています。業務内容は①要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に係る対応です。

民生委員・児童委員	地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障がいのある人、こども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力する人で、民生委員は民生委員法に定められ、児童委員は児童委員法によって民生委員が兼ねることとなっています。 また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されています。民生委員制度の前身である「方面委員制度」は、全国に先駆けて大阪で大正7年に創設されました。
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども（法律上の定義ではありません。）
要保護児童対策地域協議会（要対協）	虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の早期発見及び適切な保護や支援を図るため、保健機関、福祉機関、医療機関、教育機関等が、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくための協議会です。

令和3年3月

大阪市港区役所保健福祉課

